施設修繕契約書

宮崎県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が県立日南病院病棟個室ユニットバス他修繕を依頼し、乙がこれを修繕することについて、次のとおり契約を締結する。

(契約履行期限等)

- 第1条 修繕期限、修繕場所及び契約金額は、次のとおりとする。
 - (1) 修繕期限 令和8年3月31日まで
 - (2) 修繕場所 宮崎県日南市木山1丁目9番5号 県立日南病院
 - (3) 契約金額 金 円

(消費税及び地方消費税額金

円)

(契約保証金)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に 納付しなければならない。
- 2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証 金を甲に帰属させることができる。
- (第2条 契約保証金は、免除する。)

(修繕業務の処理方法)

- 第3条 乙は、修繕業務を別添の仕様書及び甲の指示に従って、処理しなければならない。
- 2 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項であっても、施設 の修繕上当然必要とされる事項については、甲の指示に従い乙の負担で執行す るものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に 供してはならない。

(引渡の涌知)

第5条 乙は、修繕後の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に 通知しなければならない。

(検査)

- 第6条 乙は、甲の行う検査に合格した修繕でなければ引渡すことができない。 検査に要する費用及び検査のために消耗又は破損したものは、全て乙の負担と する。
- 2 乙は、甲の指定した日時及び場所において検査に立会うものとする。この場合において、乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

- 3 乙は、前2項の検査の結果、不合格と決定した部分を遅滞なく補修しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補修について準用する。 (契約不適合責任)
- 第7条 甲は、修繕後、当該物品の規格・仕様又は数量に関してこの契約の内容 と適合しないことを発見したときは、乙に対してその補修を請求することがで きる。この場合において、その補修については乙の責任で行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が同項に規定する責任を履行しないときは、甲 は乙の負担でこれを執行することができる。この場合において、乙に生じた損 害については、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(期限延長の願出)

- 第8条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により修繕期限までに引渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、修繕期限までにしなければならない。
- 3 甲は第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第10条の 規定による損害金を免除することができる。

(修繕料の請求及び支払)

- 第9条 甲は、第6条(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 2 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に契約金額の全部 又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領 金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号) 第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当 する金額を請求することができる。

(契約違反に対する措置)

第10条 乙がその責めに帰すべき理由により修繕期限までに引渡しをしない場合には、甲は、乙に対して、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(費用の負担)

- 第11条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。 (契約の解除)
- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
 - (2) 乙が次のアからオまでのいずれかに該当することが明らかになったとき。 ア 役員等(乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表 者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をい

- う。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと 認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に 非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、そ の賠償の責めを負わないものとする。

(違約金の徴収)

- 第13条 甲が、前条第1項の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金 を徴収するものとする。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10とし、乙は、甲が別に指定 する期間内にこれを支払わなければならない。この場合において、第2条に規 定する契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもっ て違約金に充当するものとする。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、この契約に伴う業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約に定める義務の履行を完了し、又はこの契約が解除 された後においてもなおその効力を有するものとする。

(契約の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1 通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮崎県 県立日南病院長 原 誠一郎 印

乙